

都農町教育委員会教育総務課
スクールソーシャルワーカー募集要項

募集職種	スクールソーシャルワーカー（町パートタイム会計年度任用職員）1名 （地方公務員法第22条第1項第1号）
採用予定日	令和3年5月10日以降できるだけ早い時期
応募資格	以下、すべてを満たしている者 ○ 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有している者 ○ ワープロ機能やエクセルデータ処理機能に対応できる者 ○ 自動車等運転免許を保有している者
仕事内容	○ 児童生徒の家庭環境による課題に対応するために学校・家庭と情報共有しながら、関係機関と連携したり教職員を支援したりする。 ・児童生徒並びに保護者への相談対応、学校との対応協議、教職員等への研修実施、 ・家庭訪問や学校訪問の実施、福祉部局関係機関との協議 ・活動記録等の作成
就業の場所	都農町教育総務課
選考方法	第1次選考・・・書類選考 第2次選考・・・面接実施
応募方法	① 自筆履歴書（市販のものに6か月以内に撮影した写真貼付） ② 面接調書 ③ 社会福祉士登録証の写 ④ 精神保健福祉士登録証の写 ※ 応募書類はお返ししませんので、予めご了承ください。
応募締切	適任者が決まり次第、募集を締め切ります。
提出先及び 問合せ先	〒889-1201 児湯郡都農町大字川北4874番地2 都農町教育委員会 教育総務課 担当者：岩切 電話：0983-25-5723
待 遇 等	
身 分	町パートタイム会計年度任用職員
給 与	1 報酬1,400,000円 ・時給2,000円×7時間×100日＝1,400,000円 2 手当 ・期末手当無、特殊勤務手当無、退職手当無 ・通勤手当（自宅から勤務地までの距離が2km以上ある場合） ・在勤地旅費 3 控除 ・給与支払い時の控除無（法令の規定に基づくものを除く。） 4 支払日 ・報酬 翌月15日（末日締め） ・費用弁償（通勤手当）翌月15日（末日締め） 5 支払方法 ・指定口座への振り込み
賞 与	なし

勤務形態	<p>1 始業（ 8時30分 ） 終業（ 16時30分 ）… 週2～3日 年間700時間以内</p> <p>2 休憩時間（ 60分 ）</p> <p>3 時間外勤務有無（ 有 ）</p> <p>4 休日勤務の有無（ 無 ）</p>
勤務しない日	<p><input type="radio"/> 週休日（毎週土・日曜日）（振替：有）</p> <p><input type="radio"/> 国民の祝日に関する法律による休日</p> <p><input type="radio"/> 年未年始の休日（12月29日から翌年1月3日まで）</p> <p><input type="radio"/> その他（ ）</p>
退職に関する事項	<p>1 任用期間が満了した場合には当然に退職します。</p> <p>2 自己都合退職の手続き（退職する30日以上前に届け出て下さい。）</p> <p>3 免職の事由及び手続き</p> <p>(1) 分限免職（地方公務員法第28条第1項） 次の場合いずれかに該当するときは「都農町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」の定めるところにより、免職される場合があります。</p> <p>① 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合</p> <p>② 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</p> <p>③ ①及び②のほか、その職に必要な適格性を欠く場合</p> <p>④ 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は、過員を生じた場合</p> <p>(2) 懲戒免職（同法第29条第1項） 次の場合いずれかに該当するときは、「都農町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」の定めるところにより、免職される場合があります。</p> <p>① 法律又は条令、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規定に違反した場合</p> <p>② 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合</p> <p>③ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合</p> <p>4 定年制（無）</p> <p>5 その他の離職事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡した場合 ・地方公務員法第16条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当する場合
服 務	<p>任期中、以下の義務を負います。</p> <p>(1) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）</p> <p>(2) 信用失墜行為の禁止（同法第33条）</p> <p>(3) 秘密を守る義務（同法第34条）</p> <p>(4) 職務に専念する義務（同法第35条）</p> <p>(5) 政治的行為の制限（同法第36条）</p> <p>(6) 争議行為等の禁止（同法第37条）</p> <p>※ 兼業を行うことができますが、業務に支障をきたすことのないようご注意ください。</p>
その他	<p>駐車場有り</p>

